

IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(5) 履行延期の特約等に関する支援

支援内容	<p>津山市への債務に対する各種支払いが困難となる場合、履行延期の特約等に関する申請を受け付け、審査を経た上で、払期限を延長できる場合があります。</p> <p>【対象となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園保育料、幼稚園保育料 ・ 奨学金（返還金） ・ 市営住宅の家賃（使用料） ・ 生活保護費（返還金）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする生活困窮者
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課備え付けの申請用紙（申請時記入可） ・ 減収、減益が確認できるもの（後日提出可）
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：各担当課（問い合わせ先参照） 津山市山北520</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市こども保健部こども保育課幼児教育係（保育園保育料、幼稚園保育料） （電話）0868-32-7028</p> <p>津山市教育委員会次世代育成課（奨学金（返還金）） （電話）0868-32-2009</p> <p>津山市都市整備公社 業務推進課（市営住宅の家賃（使用料）） （電話）32-2127</p> <p>津山市環境福祉部生活福祉課（生活保護費（返還金）） （電話）32-2064</p>
備考	